

(別添 1)

19 消安第 14774 号
平成 20 年 3 月 19 日

(団体名等) あて

総 合 食 料 局 長
消 費 ・ 安 全 局 長
生 産 局 長
林 野 庁 長 官
水 産 庁 長 官

加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供について (通知)

現在、加工食品の原料原産地情報については、生鮮食品に近い 20 食品群等を除いて制度上は表示を義務付けておりませんが、先般発生した食品による薬物中毒事案を契機に、加工食品の原料原産地に関する消費者の関心が高まっています。

(食品製造業関係団体、中食産業関係団体)

このような消費者の関心の高まりに対応して、加工食品に関連する事業者においては、義務表示に加えてその他の食品の原料原産地に関する情報についても主体的に商品等への表示やホームページ等により、積極的に提供することが求められています。このような取組は、消費者の商品選択に資するとともに、消費者と事業者の間の良好な信頼関係の構築に資する取組として極めて重要と考えられます。

このため、今般、こうした事業者の自主的な取組を促す観点から、任意に原料原産地に関する情報を提供する場合の方法、留意点などを事業者向けの手引きとして、別添のとおり Q & A の形式で整理し、周知を図ることとしたところです。

貴団体におかれましては、傘下の事業者に対して、Q & A を周知するとともに、加工食品を消費者等に提供・販売するに際し、原料原産地について商品、ポップ等への表示、ホームページ、お客様相談窓口の対応等により積極的に情報提供する取組を促進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(流通小売業関係団体)

このような消費者の関心の高まりに対応して、加工食品に関連する事業者においては、義務表示に加えてその他の食品の原料原産地に関する情報についても主体的に商品等への表示やホームページ等により、積極的に提供することが求められています。このよう

な取組は、消費者の商品選択に資するとともに、消費者と事業者間の良好な信頼関係の構築に資する取組として極めて重要と考えられます。

このため、今般、こうした事業者の自主的な取組を促す観点から、任意に原料原産地に関する情報を提供する場合の方法、留意点などを事業者向けの手引きとして、別添のとおりQ & Aの形式で整理し、周知を図ることとしたところです。

貴団体におかれましては、傘下の事業者に対して、Q & Aを周知するとともに、加工食品を消費者等に提供・販売するに際し、原料原産地について商品、ポップ等への表示、ホームページ、お客様相談窓口の対応、インスタ加工品に係る店舗での口頭説明等により積極的に情報提供する取組を促進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（外食産業関係団体）

このような消費者の関心の高まりに対応して、加工食品に関連する事業者においては、義務表示に加えてその他の食品の原料原産地に関する情報についても主体的に商品等への表示やホームページ等により、積極的に提供することが求められています。

このため、今般、こうした食品製造等の事業者の自主的な取組を促す観点から、任意に原料原産地に関する情報を提供する場合の方法、留意点などを事業者向けの手引きとして、別添のとおりQ & Aの形式で整理し、周知を図ることとしたところです。

外食事業者については、「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく原産地表示の促進を図っていただいているところですが、上記のように加工食品についても原料原産地情報の積極的な提供が求められていることにかんがみ、貴団体におかれましては、同ガイドラインに沿ったより一層の取組を促進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。